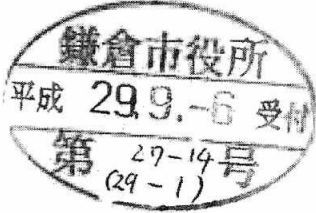


助言又は指導に対する方針書

平成 29 年 9 月 6 日

(宛先) 鎌倉市長 様



事業者 住所 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
 氏名 三菱電機株式会社 執行役社長 柵山 正  
 電話 03-3218-2111

代理人 住所 神奈川県鎌倉市上町屋 325 番地  
 氏名 三菱電機(株)鎌倉製作所 所長 原 芳  
 電話 0467-44-1111

(担当者) 氏名 三菱電機(株)鎌倉製作所 製造企画課長 中村 和夫  
 電話 0467-41-5325

次のとおり、助言又は指導に対する方針書を提出します。

事業区域	地名地番	鎌倉市 上町屋字吉目 129 番 1 外 41 筆
	面積	30,221.47 m <sup>2</sup>
項目	助言又は指導の内容	助言又は指導に対する方針
	別紙の通り	別紙の通り

(注) 大規模開発事業届出書の提出時の添付図面から変更を生じる場合は、図面を添付してください。

## 三菱電機(株)鎌倉製作所 生産棟他増築工事

### 助言又は指導に対する方針書

項目	助言又は指導の内容	助言又は指導に対する方針
1	<p>今後の手続及び周辺地域への配慮について</p> <p>今後、手続が必要となる「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」等において、大規模開発事業説明会で意見のあった騒音や振動等への対応については、引き続き、周辺住民との良好な対話と協議を行いながら計画へ反映し、具体的な公共施設等の整備に係る技術審査については、関係各課と十分な協議を行ってください。</p> <p>なお、工事中における周辺道路の交通安全確保のための措置等について、周辺の自治・町内会や住民、また付近の学校等と事前に十分な協議を行ってください。</p>	<p>大規模開発事業説明会で意見のあった騒音や振動等への対応については、引き続き周辺住民と対話をしながら、低騒音低振動の重機採用、騒音計の設置等の対策を検討します。また公共施設等の整備については、関係各課と協議しながら計画に反映します。</p> <p>なお、工事中は所定の入退場門に交通誘導員を配置し、工事車両を誘導するとともに、周辺の自治・町内会や住民、付近の学校等と連携しながら工事を進めることで、周辺道路の交通安全を確保します。</p>
2	<p>樹木の保全と緑化について</p> <p>緑化空間に関しては、事業区域内の既存の樹木を出来る限り保全すると共に、新たな緑化に際しては在来種の中高木を中心とした植栽を行い、法令等に規定された緑化率を数値的に満たすだけでなく、緑の量に加え質の充実を図ることで、本市における工場緑化のモデルケースとなるような緑豊かな空間を形成するようお願いいたします。</p>	<p>建物建設地の既存樹木のうち移植可能なものは、事業区域内の別エリアへ移植し、既存樹木の保全に努めます。</p> <p>また、新たな緑化に際しては、ヤマモモ、スダジイなどの在来種の中高木を植樹するとともに、規定された緑化率を満たすだけでなく構内歩道に街路樹を設けるなどして緑化環境の向上を図り、緑豊かな空間を形成できるよう計画に反映します。</p>



歩道の街路樹イメージ図

3	<p>地域産業及び深沢地域のまちづくりへの貢献について</p> <p>貴社は、市内産業の活性化及び雇用機会の創出において、本市のまちづくりに寄与されている企業であります。また、本市が策定した「深沢地域の新しいまちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）」においては、貴社鎌倉製作所一帯は「都市型産業ゾーン」と位置づけ、その土地利用の方針を「市内の主要な産業地として、工場などの操業環境の維持・向上を図ることにより、都市の活力を維持する。」としています。</p> <p>つきましては、「鎌倉市企業立地等促進条例」に基づく市税の軽減措置などの制度の活用もご検討いただき、引き続き、本市内において事業を継続していただく中で事業の拡大・集積を進め、地域の活力の創造に寄与するとともに、本市の目指す深沢地域のまちづくりに貢献くださいますようお願いいたします。</p>	<p>「鎌倉市企業立地等促進条例」に基づく市税の軽減措置については活用する計画で進めています。</p> <p>また、先端技術産業としての工場の操業環境の維持・向上を図りながら、市内の主要な産業地としての活力維持に寄与しつつ、事業の拡大・集積を進め、今後も引き続き、鎌倉市の目指す深沢地域のまちづくりに貢献できるよう努めます。</p>
4	<p>深沢地域の将来交通への貢献について</p> <p>「基本計画」における「道路等の整備方針」では、地域の土地利用を支える幹線道路として県道腰越大船線の機能強化を掲げ、併せて、貴社鎌倉製作所敷地南側においては、補助幹線道路として既存の道路の拡幅・強化を位置づけています。</p> <p>今後、本市は深沢地域のまちづくりの進展にあわせ、県道及び既存道路の拡幅等、機能強化を検討してまいりますので、協力をお願いします。</p>	<p>「道路等の整備方針」に掲げてある県道腰越大船線の機能強化について、鎌倉市からの相談時には協議させていただきます。</p> <p>また、当社敷地の南側道路を補助幹線道路として拡幅・強化することについては、鎌倉市との協議の中で継続検討することで協力させていただきます。</p>
5	<p>環境及びエネルギー面への貢献について</p> <p>「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」において、事業者の責務として、「省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努める」こととしています。ヒートポンプ式空調を導入するなど、エネルギー効率を極力高められる施設とし、竣工後においても、最新の技術を導入するなど、より一層の取り組みをお願いします。</p> <p>併せて、貴社鎌倉製作所の資源を本市の小中学生をはじめ、ライフステージに応じた環境教育の促進のために活用することを検討してください。</p>	<p>省エネルギー推進に向けて、建屋としては断熱性能の高い外壁材や窓ガラスを採用し、建屋内設備についても LED 照明やヒートポンプ式空調をはじめとするエネルギー効率の高い設備を積極的に導入する予定です。</p> <p>環境教育については、富士塚小学校を対象に年 1 回行っており、当社の事業内容や実際に取り組んでいる省エネ活動等を紹介しながら、環境の大切さを伝えており、今後も継続していきます。また、他の学校への環境教育の実施要望等があれば、対応を検討させていただきます。</p>

6	<p>ごみの適正な管理について</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、事業所で発生するごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処理が行える計画にするとともに、ごみの分別・管理に十分なごみ集積施設の規模（スペース）や配置とするよう検討してください。</p>	<p>ごみの再生利用については当社で発生する剪定木材も含め適正処理ができるよう分別回収しており、発生抑制については資料の電子化や情報機器の活用により紙類を減量する施策を実施しています。</p> <p>また、ごみ集積施設については、適正な管理が行えるようにごみの種類毎に構内各所に配置しています。今回の増築計画においても、鎌倉市担当課と協議しながらごみ集積施設の適正な規模や配置を計画します。</p>
7	<p>貴社鎌倉製作所敷地内のスポーツ施設の開放について</p> <p>本市では、スポーツに対する、市民の多様なニーズに対応するため、企業とのパートナーシップの構築に取り組んでいます。貴社が所有されるスポーツ施設につきましては、引き続き、市民への開放を継続していただくとともに、より多くの市民が手軽に利用することが可能となるよう、利用に係る手続の簡素化等について検討してください。</p>	<p>今後も継続し、体育館、グラウンド、テニスコートを市民に開放していきます。また、利用に係る手続については、既に必要最小限にしておりますが、利用者からご意見があれば、可能な限り簡素化に向けた取組みについて検討します。</p>

以上